



市では処理できないもの

処分方法が法律で定められているものや、市が保有する施設の能力により処理できない廃棄物がありますので、下記の方法で処分してください。

対象となるもの

●リサイクル家電

テレビ・冷蔵庫・洗濯機、エアコンの家電4品目は、適正な回収と所有者のリサイクル料金の負担が法律により義務付けられており、市では収集・処理できません。

リサイクル対象家電4品目



エアコン



テレビ



冷蔵庫
冷凍庫



洗濯機
衣類乾燥機

主に以下の3つの処理方法があります

- ①購入した販売店へ引き取りを依頼する。
- ②家電販売店・許可業者に処分を依頼する。
- ③郵便局でリサイクル料金を振込み、自らリサイクルセンター※へ搬入する。

(リサイクル料金は、種類やメーカー、大きさにより異なります。)

※(最寄りの)リサイクルセンター
四国西濃運輸 大洲事業所
☎0893-24-4170

●バイク・オートバイ

(スクーター・スポーツタイプ)



販売店や製造元に相談してください。

なお、二輪車リサイクルシステムというバイクメーカー等の自主取り組みもございますので、引取り対象かどうかご確認ください。(自転車やバイク部品は対象外)

二輪車リサイクルコールセンター
☎050-3000-0727

●消火器

市内の特定窓口にご相談

<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/doc/2020012200012/>



(株)消火器リサイクル推進センター
☎03-5829-6773

消火器 リサイクル窓口 🔍 検索

廃棄二輪車 取扱店 🔍 検索

●請負工事などで出たごみ

家のリフォームや解体を業者に依頼して出たごみは、請け負った業者へ処理を依頼してください。

●その他

バッテリー、フロンガス入り電化製品、農業用資材、農薬、ガソリン、自動車タイヤ、ピアノなどは購入先に相談してください。

購入先が不明な場合は、最寄りの販売店が許可業者 (p 18参照) に依頼してください。

リサイクル家電や粗大ごみの捨て方で分からないことは、お気軽に市へご相談ください。

の
ご
み
出
し
燃
や
す
ご
み
燃
や
さ
な
い
ご
み
か
び
ん
類
類
ペ
ット
ボ
トル
製
造
器
紙
類
粗
大
ご
み
環
境
美
化
セ
ン
タ
ー
環
境
許
可
業
者
ご
み
市
で
は
処
理
で
き
な
い
もの
災
害
ご
み
感
染
症
対
策
一
分
別
品
目
回
収
拠
点
M
A
P